

平成30年第2回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

平成30年度地方税制改正に伴う荒尾市税条例等の一部改正の主な内容

改正項目	改 正 内 容		改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期										
	現 行	改 正 後													
1 個人住民税における非課税の所得要件の引上げ	<table border="1"> <tr> <td>非課税措置の対象者</td> <td>合計所得金額</td> </tr> <tr> <td>障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の者</td> <td>125万円以下</td> </tr> </table>	非課税措置の対象者	合計所得金額	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の者	125万円以下	<table border="1"> <tr> <td>非課税措置の対象者</td> <td>合計所得金額</td> </tr> <tr> <td>障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の者</td> <td>135万円以下</td> </tr> </table>	非課税措置の対象者	合計所得金額	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の者	135万円以下	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する非課税措置の所得要件の引上げのため	第24条第1項第2号	平成33年度から		
非課税措置の対象者	合計所得金額														
障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の者	125万円以下														
非課税措置の対象者	合計所得金額														
障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の者	135万円以下														
2 個人住民税の均等割非課税限度額の引上げ	前年の合計所得金額が315,000円×(控除対象配偶者及び扶養親族の数+1)+加算額189,000円(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合)以下の者	前年の合計所得金額が315,000円×(同一生計配偶者及び扶養親族の数+1)+100,000円+加算額189,000円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合)以下の者	均等割の非課税措置の所得要件の引上げ及び控除対象配偶者の定義変更のため	第24条第2項	平成33年度から(控除対象配偶者の定義変更については平成31年1月1日から)										
3 個人住民税の所得割非課税限度額の引上げ	前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円×(控除対象配偶者及び扶養親族の数+1)+加算額320,000円(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合)以下の者	前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が350,000円×(同一生計配偶者及び扶養親族の数+1)+100,000円+加算額320,000円(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合)以下の者 ※ 控除対象配偶者の定義変更については、荒尾市税条例の一部を改正する条例(平成29年条例第14号)で改正済み	所得割の非課税措置の所得要件の引上げ	附則第5条	平成33年度から										
4 基礎控除額に所得要件を創設	所得に関係なく、33万円の基礎控除額を控除	基礎控除について、合計所得金額2,400万円超から控除額が遡減し、2,500万円超で消失する仕組みを設ける。 <table border="1"> <tr> <td>合計所得金額</td> <td>基礎控除額</td> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>なし</td> </tr> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	なし	所得税と同様に高所得者の基礎控除に必要性が乏しいため	第34条の2	平成33年度から
合計所得金額	基礎控除額														
2,400万円以下	43万円														
2,400万円超2,450万円以下	29万円														
2,450万円超2,500万円以下	15万円														
2,500万円超	なし														

改正項目	改 正 内 容		市税条例 (関係条項)	適用時期								
	現 行	改 正 後										
5 たばこ税率の引上げ及び加熱式たばこ課税の見直し	【税率】 1,000本当たり5,262円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>税率(1,000本当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>5,692円</td> </tr> <tr> <td>平成32年10月1日</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成33年10月1日</td> <td>6,552円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 3回に分けて、段階的に引上げ</p>	実施時期	税率(1,000本当たり)	平成30年10月1日	5,692円	平成32年10月1日	6,122円	平成33年10月1日	6,552円	第95条	平成30年10月1日から
		実施時期	税率(1,000本当たり)									
平成30年10月1日	5,692円											
平成32年10月1日	6,122円											
平成33年10月1日	6,552円											
	加熱式たばこをパイプたばこに分類し、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税	<p>加熱式たばこに係る課税方式の見直しを実施し、「重量」及び「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方式とする。</p>	第94条第3項	平成30年10月1日から								
6 償却資産に係る固定資産税の特例措置の創設	規定なし	<p>生産性向上特別措置法に規定する市の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小企業の一定の設備投資について、3年度分の固定資産税を零へ軽減する。</p> <p>※ 減収額の75%を国が補填</p>	附則第10条の2第22項	生産性向上特別措置法の施行日から施行								
7 土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長	平成27年度から平成29年度まで	<p>平成30年度から平成32年度まで</p> <p>※ 土地に係る固定資産税の負担調整措置を3年間延長する。</p>	附則第11条から第13条まで及び第15条	平成30年度から								

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

平成30年度から国民健康保険の財政運営責任等が県へ移行されたこと及び平成30年3月31日に公布された「地方税法施行令等の一部を改正する政令」により、国民健康保険税の賦課限度額及び減額基準の一部について改正が行われたことに伴い荒尾市国民健康保険税条例について所要の改正を行うもの

1 財政運営責任等の県への移行

平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることに伴い、市の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として県に納付することとされたため、国民健康保険税の課税額の定義を改めるもの

2 国民健康保険税の賦課限度額の引上げ

区 分	現 行	改 正 後
基礎賦課分(医療給付費等分)	<u>54万円</u>	<u>58万円</u>
後期高齢者支援金等賦課分	19万円	19万円
介護納付金賦課分	16万円	16万円
合 計	<u>89万円</u>	<u>93万円</u>

3 国民健康保険税の減額対象の拡大

区 分	現 行	改 正 後
7割軽減世帯	所得合計額 ≤ 33万円	同左
5割軽減世帯	所得合計額 ≤ 33万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>27万円</u>	所得合計額 ≤ 33万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>27万5千円</u>
2割軽減世帯	所得合計額 ≤ 33万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>49万円</u>	所得合計額 ≤ 33万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × <u>50万円</u>

(注)

所得合計額：地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額
 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、資格喪失日以後も引き続き同じ世帯に属するもの

4 特例対象被保険者等に係る申告の簡略化

マイナンバーによる情報連携により特例対象被保険者であることが確認できる場合においては、雇用保険受給資格者証等の提示を不要とするもの

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p>(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p>
<p>(1) 基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>(1) 基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、熊本県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険の課税額をいう。以下同じ。）</p>

現 行	改 正 後
<p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本の国民健康保険の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本の国民健康保険に關する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（熊本の国民健康保険に關する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合には、基礎課税額は、58万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>

現 行	改 正 後
<p>当する者を除く。)</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。)</p> <p>イ～ハ 略</p>	<p>に該当する者を除く。)</p> <p>イ～ハ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。)</p> <p>イ～ハ 略</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならぬ。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならぬ。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表第1 (第3条関係) 特定教育・保育 (法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもが受けた場合に限る。) 、特別利用保育、特別利用教育及び特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額		別表第1 (第3条関係) 特定教育・保育 (法第19条第1項第1号に該当する支給認定子どもが受けた場合に限る。) 、特別利用保育、特別利用教育及び特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る利用者負担額	
各月初日における支給認定子どもに属する世帯の階層区分		各月初日における支給認定子どもに属する世帯の階層区分	
階層区分		階層区分	
略		略	
C	A階層及びB階層を 除き、当該年度の 市町村民税課税 世帯であって、その 所得割の額が右記 の区分に該当する 世帯	77,100円以下	77,100円以下
D		77,101円以上 211,200円以下	77,101円以上 211,200円以下
E		211,201円以上	211,201円以上
利用者負担額 (月額)		利用者負担額 (月額)	
略		略	
C			4,900円
D			14,400円
E			19,500円
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

荒尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(3) 略 (4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教 育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u> (5)～(9) 略 4・5 略</p>	<p>(職員) 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。 (1)～(3) 略 (4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免 許状を有する者</u> (5)～(9) 略 (10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市 長が適当と認めたもの</u> 4・5 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表（第9条関係） 略 長期休業期間のみ利用		別表（第9条関係） 略 長期休業期間のみ利用	
利用時期	児童1人当たりの使用料	利用時期	児童1人当たりの使用料
夏季休業期間	17,000円	夏季休業期間	17,000円
秋季休業期間（10月の第2月曜日の翌日及び翌々日）	2,000円		
冬季休業期間	8,000円	冬季休業期間	8,000円
春季休業期間	8,000円	春季休業期間	8,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 略</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 略</p>
<p>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。</p>	<p>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定制の申請を行う場合に限る。以下この項において同じ。)で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p>
<p>(1) その役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次号及び第42条の2において「暴力団員等」という。)のある法人</p>	<p>(1) その役員のうちに(病床を有する診療所を開設している者)にあっては当該診療所に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次号及び第42条の2において「暴力団員等」という。)のある者</p>
<p>(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人</p>	<p>(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>
<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p>	<p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護) 第5条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次に掲げるサービスを提供するものとする。</p>
<p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たると介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p>	<p>(1) 訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たると介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。))をいう。以下この章において同じ。)が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話(以下この章において「定期巡回サービス」という。)</p>
<p>(2)～(4) 略</p>	<p>(2)～(4) 略</p>
<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p>	<p>(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)</p>

現 行	改 正 後
<p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>第16条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開始に際し、利用申込者が<u>施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。</u></p>
<p>(指定夜間対応型訪問介護) 第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）<u>、あらかじめ利用者</u>の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たるとは法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションサービス」という。）及びオペレーター（オペレーションセンター従業員を置いて行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p>	<p>(指定夜間対応型訪問介護) 第46条 前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）<u>、あらかじめ利用者</u>の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たるとは法第8条第2項に規定する政令で定める者（<u>施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションサービス」という。）及びオペレーター（オペレーションセンター従業員を置いて行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところに</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところに</p>

現 行	改 正 後
<p>よるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができて体制を整えるものとする。</p> <p>(地域密着型通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の10 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第42条の2、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たるとる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p>よるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができて体制を整えるものとする。</p> <p>(地域密着型通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の10 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第42条の2、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たるとる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>
<p>(地域密着型通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の10 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第42条の2、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たるとる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p>(地域密着型通所介護計画の作成)</p> <p>第59条の10 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。</p> <p>(準用)</p> <p>第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第42条の2、第53条、第59条の2、第59条の4、第59条の5第4項及び前節（第59条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第59条の12に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たるとる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>

現 行	改 正 後
<p>従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等) 第191条 略 2～10 略</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12～14 略</p>	<p>従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等) 第191条 略 2～10 略</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>12～14 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができよう、利用者の心身生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後								
<p>(建築物の用途に関する制限) 第5条 略</p> <p>2 法第3条第2項の規定により前項の規定を適用しない建築物について、次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをすることを、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、これらの修繕又は模様替えのすべてとする。</p> <p>(用途の変更に対する準用) 第6条 略</p> <p>2 前項の規定は、法第3条第2項の規定により前条第1項の規定を適用しない建築物の用途を変更する場合には、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。</p> <p>(1) 用途の変更が政令第137条の9の2第1項第8号から第11号まで及び政令第10条第1項各号のいずれかに列記する類似の用途相互間におけるものであって、かつ、建築物の修繕若しくは模様替えをしない場合は修繕若しくは模様替えが大規模でない場合</p> <p>(2) 用途の変更が次に掲げる範囲内である場合</p> <p>ア 政令第137条の10第2項第1号に規定する類似の用途相互間におけるものであること。</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>(建築物の用途に関する制限) 第5条 略</p> <p>2 法第3条第2項の規定により前項の規定を適用しない建築物について、次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをすることを、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 大規模の修繕又は大規模の模様替えについては、これらの修繕又は模様替えの全てとする。</p> <p>(用途の変更に対する準用) 第6条 略</p> <p>2 前項の規定は、法第3条第2項の規定により前条第1項の規定を適用しない建築物の用途を変更する場合には、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。</p> <p>(1) 用途の変更が政令第137条の18第8号から第11号まで及び政令第137条の19第1項各号のいずれかに掲げる類似の用途相互間におけるものであって、かつ、建築物の修繕若しくは模様替えをしない場合は修繕若しくは模様替えが大規模でない場合</p> <p>(2) 用途の変更が次に掲げる範囲内である場合</p> <p>ア 政令第137条の19第2項第1号に規定する類似の用途相互間におけるものであること。</p> <p>イ・ウ 略</p>								
<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="638 1120 1436 2110"> <tr> <td>特定用途制限地域内に建築することができない</td> <td>1～5 略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>次に掲げる(1)から(5)までの物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9の表で定めるもののうち準住居地域の数量を超える危険</td> </tr> </table>	特定用途制限地域内に建築することができない	1～5 略	6	次に掲げる(1)から(5)までの物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9の表で定めるもののうち準住居地域の数量を超える危険	<p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="638 123 1436 1120"> <tr> <td>特定用途制限地域内に建築することができない</td> <td>1～5 略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>次に掲げる(1)から(5)までの物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9の表で定めるもののうち準住居地域の数量を超える危険</td> </tr> </table>	特定用途制限地域内に建築することができない	1～5 略	6	次に掲げる(1)から(5)までの物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9の表で定めるもののうち準住居地域の数量を超える危険
特定用途制限地域内に建築することができない	1～5 略								
6	次に掲げる(1)から(5)までの物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9の表で定めるもののうち準住居地域の数量を超える危険								
特定用途制限地域内に建築することができない	1～5 略								
6	次に掲げる(1)から(5)までの物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9の表で定めるもののうち準住居地域の数量を超える危険								

現 行		改 正 後	
い 建築物	除物の貯蔵又は処理に供する建築物 (1)～(3) 略 (4) 可燃性ガス (政令第130条の9の5で定め る物品を除く。) (5) 略 7 略 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類 する政令第130条の9の2で定めるもの 9～14 略	い 建築物	除物の貯蔵又は処理に供する建築物 (1)～(3) 略 (4) 可燃性ガス (政令第130条の9の8で定め る物品を除く。) (5) 略 7 略 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類 する政令第130条の9の5で定めるもの 9～14 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第43号資料

平成30年度荒尾市一般会計補正予算（第1号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	一般管理費（総務課）	2,129			2,129		<input type="checkbox"/> 下水道施設特許による職員職務発明実施補償金 ・補償金 2,129 (財源) ・ベルト型ろ過濃縮機不実施補償料 (13,122)
	基金費（財政課）	13,223				13,223	<input type="checkbox"/> 荒尾子ども未来基金の積立て ・積立金 13,223
	コミュニティ助成事業費	2,500			2,500		<input type="checkbox"/> コミュニティ無線放送システムの整備補助（牛水中区） ・補助金 2,500 (財源) ・コミュニティ助成金 2,500
	産休・育休代替職員雇用費（市民課）	1,319				1,319	<input type="checkbox"/> 臨時職員1人雇用（産休・育休職員代替） ・健康労働保険料 196 ・賃金 1,123
2款計		19,171			4,629	14,542	
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	407				407	<input type="checkbox"/> 国民健康保険特別会計人件費補正による ・特別会計繰出金 407
	介護保険特別会計繰出金	9,873				9,873	<input type="checkbox"/> 介護保険特別会計人件費補正による ・特別会計繰出金 9,873
	障害者福祉総務費	540	270			270	<input type="checkbox"/> 制度改正に伴う自立支援給付システム改修 ・委託料 540 (財源) ・国庫補助金 270
	後期高齢者医療費	△ 10,074				△ 10,074	<input type="checkbox"/> 診療報酬改定等に伴う療養給付費負担金の減額 ・負担金 △10,074
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 2,291				△ 2,291	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療特別会計人件費補正による ・特別会計繰出金 △2,291
	児童福祉総務費	496	496				<input type="checkbox"/> 熊本県が実施した子どもの生活に関する実態調査のデータに基づく報告書の作成 ・委託料 496 (財源) ・県補助金 496
	生活保護適正実施推進事業費（業務効率化事業）	2,204	1,101			1,103	<input type="checkbox"/> 生活保護基準見直しに伴うシステム改修 ・委託料 2,204 (財源) ・国庫補助金 1,101
3款計		1,155	1,867			△ 712	
4 衛生費	保健総務費（臨時及び非常勤職員雇用）	1,315				1,315	<input type="checkbox"/> 臨時職員1人雇用（職員補充分） ・健康労働保険料 196 ・賃金 1,119
	公害対策費（臨時及び非常勤職員雇用）	1,400				1,400	<input type="checkbox"/> 臨時職員1人雇用（職員補充分） ・健康労働保険料 220 ・賃金 1,180
	塵芥処理費	4,334				4,334	<input type="checkbox"/> 臨時職員2人雇用（職員補充分） ・健康労働保険料 586 ・賃金 3,748
4款計		7,049				7,049	

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
6 農林水産費	攻めの園芸生産対策事業費	1,266	1,266				□農家が組織する団体の機械、設備等の導入に対する補助 ・補助金 1,266 (財源) ・県補助金 1,266
	水田農業経営確立対策事業費		88			△ 88	□県補助金の新設に伴う財源組替え (財源) ・県補助金 88
	多面的機能支払交付金事業費	48	34			14	□金山地区の農地面積変動に伴う交付金の増額 ・交付金 48 (財源) ・県補助金 34
	6款計	1,314	1,388			△ 74	
7 商工費	フィルムコミッション事業費	3,186	3,186				□グリーンランドを中心に撮影された映画「オズランド」上映試写会の開催補助 ・補助金 3,186 (財源) ・熊本地震復興基金交付金 3,186
	7款計	3,186	3,186				
8 土木費	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	12				12	□南新地土地区画整理事業特別会計人件費補正による ・特別会計繰出金 12
	8款計	12				12	
9 消防費	消防団員費	10,883			10,883		□消防団員退職報償金(24人分) ・報償金 10,883 (財源) ・共済基金 10,883
	自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業費	2,000	2,000				□補助事業採択による水害対応地域防災力向上事業の実施(川北区) ・報償金 200 ・費用弁償 360 ・消耗品費 250 ・燃料費 30 ・食糧費 50 ・印刷製本費 150 ・郵便料 10 ・コンサルタント委託料 480 ・借上料 20 ・備品購入費 450 (財源) ・国庫補助金 2,000
	9款計	12,883	2,000		10,883		
10 教育費	小学校施設長寿命化計画策定事業費	10,131				10,131	□小学校施設老朽化に伴う長寿命化計画の策定 ・委託料 10,131
	中学校施設長寿命化計画策定事業費	3,035				3,035	□中学校施設老朽化に伴う長寿命化計画の策定 ・委託料 3,035
	いきいき芸術体験教室事業費	141				141	□県実施事業を活用した小学校における舞台芸術の鑑賞及び体験 ・委託料 141
	宮崎兄弟の生家施設管理費	1,443				1,443	□臨時職員1人雇用(臨時事業等補助) ・健康労働保険料 206 ・賃金 1,235 ・普通旅費 2

(単位：千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左の財源内訳			一般財源	説明 (積算の基礎等)
			特定財源				
			国県支出金	地方債	その他		
	給食センター管理費（臨時及び非常勤職員雇用）	△ 1,950			△ 422	△ 1,528	□県雇用管理栄養士数の維持による臨時職員雇用の取りやめ ・健康労働保険料 △261 ・賃金 △1,689 (財源) ・受託事業収入 △422
	給食センター整備推進事業費	540				540	□施設老朽化に伴う長寿命化計画の策定 ・委託料 540
	10款計	13,340			△ 422	13,762	
12 公債費	長期債元金償還金				9,313	△ 9,313	□公営住宅の管理事務に係る人件費の減額による充当財源の組替え (財源) ・住宅使用料現年分 9,313
	12款計				9,313	△ 9,313	
	款合計	58,110	8,441		24,403	25,266	
	各款職員等人件費	△ 42,904			△ 7,480	△ 35,424	(財源) ・住宅使用料現年分 △9,313 ・大牟田・荒尾清掃施設組合派遣職員人件費負担金 1,833
	補正額	15,206	8,441		16,923	△ 10,158	一般財源 ・不実施補償料 10,993 ・財政調整基金繰入金 △21,151
	補正前の額	21,307,000	6,057,102	540,100	1,262,529	13,447,269	
	合計	21,322,206	6,065,543	540,100	1,279,452	13,437,111	

平成30年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
6款 繰入金	一般会計繰入金	660,043	407	660,450	人事異動等に伴う増額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	760,043	407	760,450	
その他		6,841,699	0	6,841,699	
歳入合計		7,601,742	407	7,602,149	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	91,448	407	91,855	人事異動等に伴う増額
	その他	18,638	0	18,638	
	計	110,086	407	110,493	
その他		7,491,656	0	7,491,656	
歳出合計		7,601,742	407	7,602,149	

議第45号資料

平成30年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,074,679	284	1,074,963	人事異動等に伴う増額
	その他	99,888	0	99,888	
	計	1,174,567	284	1,174,851	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	47,932	471	48,403	人事異動等に伴う増額
	その他	1,380,337	0	1,380,337	
	計	1,428,269	471	1,428,740	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (総合以外)	23,966	235	24,201	人事異動等に伴う増額
	その他	757,471	0	757,471	
	計	781,437	235	781,672	
9款 繰入金	職員給与費等繰入金	48,685	9,638	58,323	人事異動等に伴う増額
	地域支援事業繰入金 (総合以外)	23,966	235	24,201	人事異動等に伴う増額
	その他	754,282	0	754,282	
	計	826,933	9,873	836,806	
10款 繰越金	繰越金	1	154	155	平成29年度繰越金
その他		1,463,351	0	1,463,351	
歳入合計		5,674,558	11,017	5,685,575	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	90,945	10,863	101,808	人事異動等に伴う増額 介護保険係職員分 9,638 地域包括支援センター職 員分 1,225
	その他	57,334	0	57,334	
	計	148,279	10,863	159,142	
6款 基金積立金	基金積立金	1	154	155	介護給付費準備基金利子積 立て
その他		5,526,278	0	5,526,278	
歳出合計		5,674,558	11,017	5,685,575	

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 繰越金	繰越金	1	10	11	平成29年度繰越金
その他		22,250	0	22,250	
歳入合計		22,251	10	22,261	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 基金積立金	基金積立金	1	10	11	介護サービス事業基金利子積立て
その他		22,250	0	22,250	
歳出合計		22,251	10	22,261	

介護保険特別会計予算は5,696,809千円で、その内訳は、保険事業勘定5,674,558千円、介護サービス事業勘定22,251千円となります。

今回の1号補正により、保険事業勘定を11,017千円増額、介護サービス事業勘定を10千円増額しますので、1号補正後介護保険特別会計予算は5,707,836千円となります。

議第46号資料

平成30年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	43,129	△ 2,291	40,838	人事異動等に伴う減額
	その他	204,139	0	204,139	
	計	247,268	△ 2,291	244,977	
6款 諸収入	雑入	7,670	5	7,675	派遣職員の共済費改定に伴う増額
	その他	24,079	0	24,079	
	計	31,749	5	31,754	
その他		495,082	0	495,082	
歳入合計		774,099	△ 2,286	771,813	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	46,346	△ 2,286	44,060	人事異動等に伴う減額 高齢者医療係職員分 △1,610 派遣職員分 5 臨時職員任用替えに伴う減額 △681
	その他	4,054	0	4,054	
	計	50,400	△ 2,286	48,114	
その他		723,699	0	723,699	
歳出合計		774,099	△ 2,286	771,813	

平成30年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	144,485	12	144,497	共済費改定に伴う増額
その他		966,200	0	966,200	
歳入合計		1,110,685	12	1,110,697	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	82,802	12	82,814	共済費改定に伴う増額
その他		1,027,883	0	1,027,883	
歳出合計		1,110,685	12	1,110,697	